

佐賀県告示第三百八十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、同項に規定する救急病院として次のものを認定した。

平成二十三年十二月二十日

佐賀県知事

古

川

康

名称	所在地	認定期限
医療法人祐愛会織田病院	鹿島市大字高津原 四三〇六番地	平成二十三年二月一七日から 平成二十六年二月一六日まで
医療法人犬塚病院	鹿島市大字高津原 六〇二の三	平成二十三年二月二七日から 平成二十六年二月二六日まで